

# 第 1 章

## 総 則



## 第1節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第42条の規定に基づき、みなべ町防災会議が作成する計画であり、みなべ町の地域にかかる災害に関し、予防活動、応急対策活動及び復旧活動等、一連の災害対策を実施するにあたり、本町及び指定地方行政機関、指定地方公共機関等の防災関係機関の有する機能を有効に発揮して、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、実施すべき事務を定めることを目的とする。

## 第2節 計画の性格

(1) この計画は、町が処置しなければならない、町の防災に関する事務、業務について、各防災関係機関の責任を明確にするとともに、各機関が防災に対して行う事務又は業務を総合的にまとめたものである。

計画の構成は、第1章「総則」、第2章「災害予防計画」、第3章「災害応急対策計画」、第4章「災害復旧計画」としているが、そのうち第3章災害応急対策計画は、さらに第1編「風水害編」、第2編「震災編」、第3編「東南海・南海地震防災対策推進計画編」に細分し構成している。

(2) この計画の策定、運営にあたっては、国の防災基本計画に基づき実施することから、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画並びに和歌山県地域防災計画と緊密な連携を図る。

(3) この計画は、風水害等や震災の災害に関し、関係機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡・調整を図るうえでの基本的な大綱を示すもので、その実施細目等については、さらに関係機関において別途具体的に定める。

(4) 災害発生時には、まず「自分の生命・財産は自分で守る。」という心構えと行動が基本となることを広く啓発し、町民自身及び自主防災組織等町民相互間の自主的な防災対策の支援に努める。

## 第3節 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき、各関係機関が毎年検討を加え、必要があると認めるときは、防災会議の承認を得て修正する。ただし、軽易な事項等は会長が修正し、防災会議に報告する。なお、修正するときには、あらかじめ知事と協議を行う。

町及び防災関係機関は、関係のある事項について、毎年みなべ町防災会議が指定する期日（緊急を要するものについてはその都度）までに計画修正内容を防災会議に提出する。

また、災害対策は県との有機的、一体的なつながりが不可欠であることから、この計画は、和歌山県地域防災計画を参考として作成・修正する。

（みなべ町防災会議条例 資料編 1頁参照）

## 第4節 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの該当各号に定めるところによる。

- 1 基本法 . . . . . 災害対策基本法
- 2 救助法 . . . . . 災害救助法
- 3 防災会議 . . . . . みなべ町防災会議
- 4 本計画 . . . . . みなべ町地域防災計画
- 5 本部(長) . . . . . みなべ町災害対策本部(長)
- 6 県防災会議 . . . . . 和歌山県防災会議
- 7 県計画 . . . . . 和歌山県地域防災計画
- 8 県本部(長) . . . . . 和歌山県災害対策本部(長)
- 9 日高支部(長) . . . . . 和歌山県災害対策本部の日高支部(長)
- 10 西牟婁支部(長) . . . . . 和歌山県災害対策本部の西牟婁支部(長)
- 11 日高広域消防事務組合消防本部 . . . 組合消防本部

その他の用語については、災害対策基本法の例による。

なお、本計画中次の組織名称は本部設置の如何にかかわらず、それぞれ次のとおり読みかえる。

本部設置時	本部不設置時(平常組織時)
本部	みなべ町役場総務課
本部長	みなべ町長
本部各班	みなべ町各課・室
県本部	和歌山県危機管理局総合防災課
県本部長	和歌山県知事
県本部部班	和歌山県部課
日高支部(長)	日高振興局(長)
西牟婁支部(長)	西牟婁振興局(長)

## 第5節 みなべ町の概要

### 第1項 町の沿革

南部川を流域とするみなべ町は、古代においては日高六郷の一つ「南部郷」として、平安時代から中世にかけては「南部荘」と一つの地域を構成していた。江戸時代に入ってからこの地域においては、「南部組」という組が構成され一つの地域として機能していた。

明治の大合併では、近代的な地方自治制度である市制・町村制を施行し、戸籍や小学校などの基本的な仕事を処理できるような自治体能力をもたせるために、300～500戸を標準として町村合併が強制的に進められた。この大合併により両町村においても、30あった村々が、南部村、岩代村、上南部村、高城村、清川村に合併された。

昭和の大合併においては、昭和28年に「町村合併促進法」が制定され、本町では、地域の一体性を実現する意義から南部川流域の5町村による合併が検討されていた時期もあったが、昭和29年8月に岩代村が南部町に統合された。その後昭和29年12月には上南部村、高城村、清川村の3村が合併され南部川村として発足し、平成16年10月1日、南部町と南部川村が合併し、みなべ町が誕生した。

### 第2項 自然条件

#### 1 位置

本町は、紀伊半島の南西部、和歌山県の海岸線のほぼ中央に位置しており、行政圏は日高郡に属し、紀南地域の中核都市である田辺市に隣接している。生活圏域としては田辺広域圏に属している。

町土の総面積は120.26 k<sup>2</sup>で、和歌山県全域面積(4,725 k<sup>2</sup>)の約2.5%を占める。

#### 2 地勢・地形

本町は、紀州灘を臨み、南部川流域に広がる丘陵地、低地、山林地帯を含むバラエティに富んだ地勢を持っている。

地形は、平野部地域と山間部地域に大別される。平野部地域は標高も低く耕地面積も大きい、山間部地域では起伏量の高峻な山岳地形をなしている。

丘陵地においては、梅の栽培が盛んであり山間部は、森林、渓谷などの自然資源に恵まれ、二つの優良な温泉施設があるほか、山間部では紀州備長炭の生産が盛んである。また、海岸部は、風光明媚な景観を誇り、海洋レジャーや漁業も盛んで、千里の浜はアカウミガメの産卵の地として貴重である。

河川は、旧南部川村一帯においては、虎ヶ峰に水源を発する南部川が町内を蛇行しながら縦断し、流域に開けた平坦地には集落及び耕地が散在している。

旧南部町一帯は、岩代地域においては山地の間に流れる東西岩代川沿いに丘陵・台地・低地が広がっている。また、海沿いにも低地があり、これらの傾斜が緩やかな場所に集落が点在している。

中心となる地域は、丘陵・台地を背後に南部川沿いの砂州上の帯状低地を持ち、その上に市街地が広がっている。

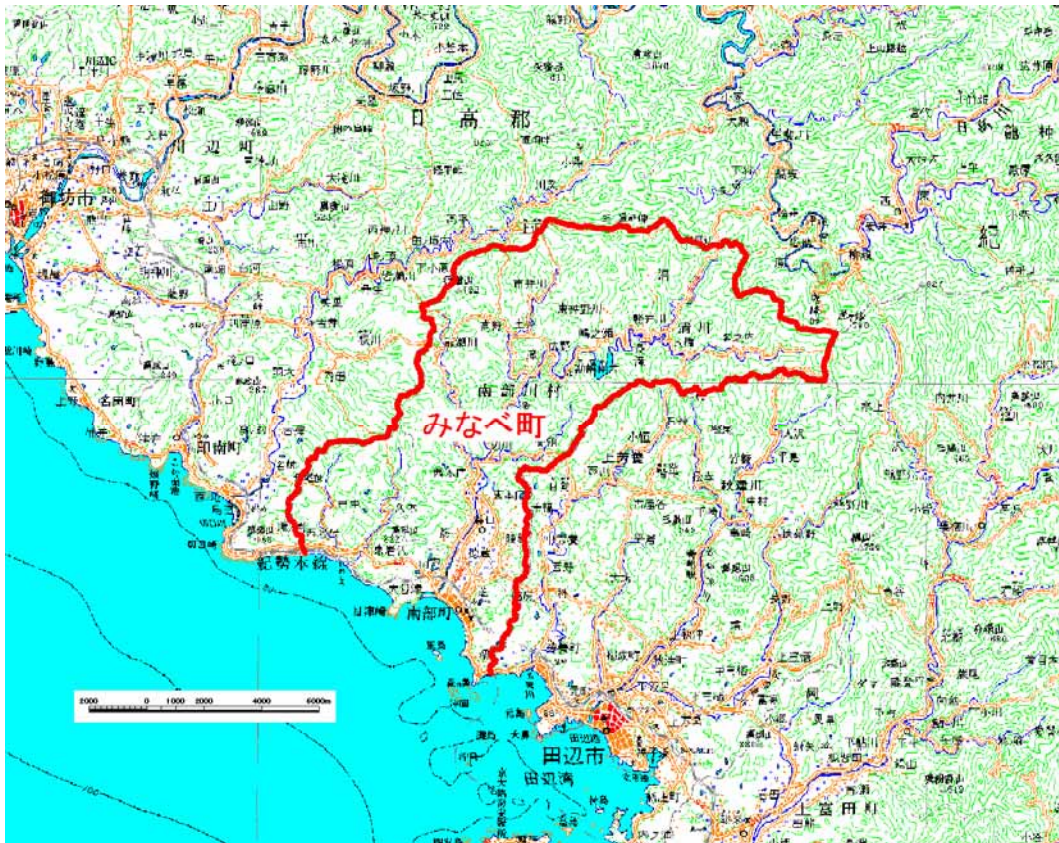
## 第1章 総則

### 3 地質・土壌

地質は、中世代ジュラ紀末の海底堆積層の隆起によりできた日高川層群が分布し、当層群の日高川統と印南統が断層で別れ、それぞれ東西に走行している。これらの基岩は、頁岩、砂岩の互層を主体として形成されており、特に頁岩が厚い。熊岡の一部には地質年代の新しい古第三期牟婁層群が不整合に分布している。

土壌は、平野部では、細粒グライ土壌及び細粒灰色低地土壌が分布している。特に周囲 100～300mの丘陵には乾性褐色森林土壌、残積性未熟土壌が分布し、梅栽培の適地となっている。山間部では褐色森林土壌が分布し、スギ・ヒノキの造林適地となっている。三里ヶ峰周辺の標高500m以上では黒ボク土壌が分布している。

#### みなべ町の位置



## 4 気 候

南海型気候区に属しており、南方海上を流れる黒潮暖流の影響も受け、温暖な気象条件となっている。月平均気温の最高は、8月で27.1度、最低は1月の6.6度となっていて、冬も比較的暖かく、積雪もほとんど見られない。降水量は、年間1,930mmで月平均の降水量は6月が最も多く274mm、最も少ないのは2月の70mmとなっている。

気温と降水量（H3～H17）

観測所	項目	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	年
うめ21	気温 ( )	6.6	6.7	10.2	15.2	19.3	22.6	26.4	27.1	24.4	18.9	13.8	8.7	16.6
	降水量 (mm)	77	70	137	162	205	274	240	148	223	180	142	71	1930

## 第3項 社会条件

### 1 人 口

平成17年の国勢調査によると、本町は人口14,200人で和歌山県全体の人口（1,036,061人）の約1.37%を占めている。

人口動態を見ると、1980年代から人口減少が進んでおり、今後も減少が進むことが予測されている。

世代別の人口構成をみると、65歳以上の高齢者比率が23.5%で、全国平均の17.3%、和歌山県平均の21.2%と比較して高く、高齢化が進んでいる地域である。

人口と世帯数の推移（各年10月1日現在）

単位：世帯、人

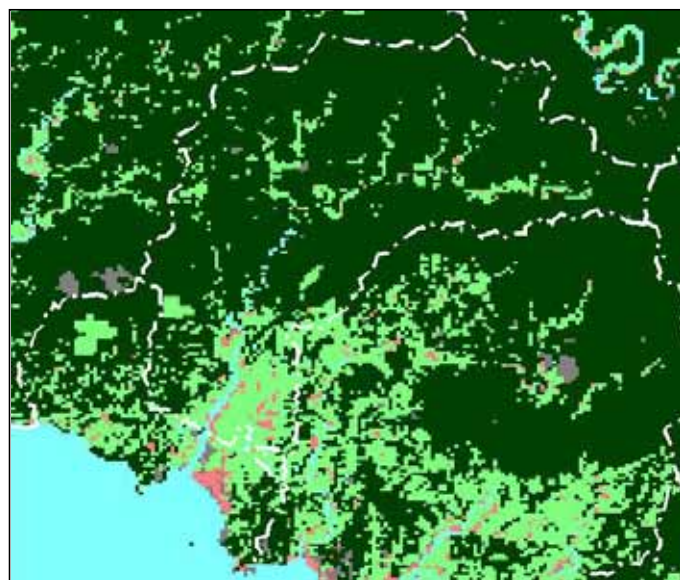
年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
人口総数	15,261	15,109	14,907	14,734	14,200
世帯	4,048	4,100	4,164	4,294	4,359
男	7,326	7,275	7,111	7,036	6,762
女	7,935	7,834	7,796	7,698	7,438

（資料：各年国勢調査）

## 2 土地利用

本町の土地利用は、町土総面積12,026haのうち、約70%が山林で、森林面積が8,200haを占め、農地面積が2,440ha、宅地等241ha、道路379ha となっている。また農業振興地域6,922ha、都市計画地域772haが指定されている。

土地利用



■ 市街地  
■ 農用地  
■ 森林等  
■ 水面  
 その他

	農地	森林	水面等	道路	宅地等	その他	計
面積 (ha)	2,440	8,200	398	379	241	368	12,026
構成比	20.2%	68.1%	3.4%	3.1%	2.2%	3.0%	100.0%

(土地利用現況把握調査：平成17年10月1日)

## 3 産業

本町の産業別就業者数は、第1次産業が41.4%、第2次産業24.7%、第3次産業33.9%となっており、その中でも第1次産業は全国平均の5.0%、和歌山県平均の10.6%と比較しても高く、農林水産業が主体の町である。特にその中でもウメの生産量は全国一となっている。

## 4 交通体系

幹線交通網では、大阪や和歌山市と紀南を結ぶ国道42号が海岸線沿いを走り、みなべ市街地から旧南部川村を抜け田辺市龍神村へと通じる国道424号が山間部の縦貫道路として利用されている。また主要地方道の上富田南部線等3路線、一般県道は中芳養南部線、南部停車場線のほか3路線があり、広域交通体系の整備が進んでいる。生活道路としては町道1、2級が50路線、その他が703路線設けられている。また、現在、近畿自動車道紀勢線の整備が進められている。

公共交通機関では、JR紀勢本線(きのくに線)とバス路線がある。JRには本町内の駅として、南部駅、岩代駅がある。バス路線では、明光バスが田辺～みなべ間を、龍神バスが田辺から、みなべ駅を経由して龍神方面に運行している。

#### 第4項 既往の各種災害被害状況

気象災害のなかで大きな被害を受けてきたものは、台風及び低気圧による強風・大雨が主である。和歌山県は台風常襲・多雨地域であるため過去に多くの被害を受けている。また、地震・津波による被害も多く、十分な注意が必要である。

##### 1 主な風水害の発生記録

発生日	種別	概要
明治22年(1889)8月18～19日	台風	台風による暴風雨で、南部川が増水、南部川村・東本庄津殿及び小倉池の堤防が切れ、気佐藤地区が浸水。 南部川流域では、流失倒壊家屋120戸、死者17名をだす。
同44年(1911)9月21日	台風	台風による暴風雨で、日高郡内で流失家屋納屋8戸、全壊家屋納屋6戸
大正元年(1912)9月23日	台風	台風による暴風雨で、 (旧南部)町内では全壊13戸、半壊26戸のほか高潮による被害あり。
昭和9年(1934)9月21日	台風	室戸台風による暴風雨で、南部地方では全壊12戸、漁船破損流失90隻の被害あり。
同25年(1950)9月3日	台風	ジェーン台風による暴風雨で(旧南部)町内では、岩代地区で1億円、南部地区で5億円にのぼる被害。岩代地区で全壊26戸、半壊70戸、鹿島の建物3戸全壊、4戸半壊。そのほか三鍋王子社社殿等の文化財や南部小学校等が被害。
同28年(1953)7月18日	豪雨	梅雨前線による豪雨。死者1人、負傷者7人、床上浸水244戸、床下浸水148戸、家屋全壊2戸、同半壊25戸、同流失8戸、新庄橋流失等の被害。
同34年(1959)9月17日	竜巻	台風14号の通過に伴う竜巻が発生。(旧南部)町内では、負傷者4人、住家全壊1戸、半壊4戸、一部破壊94戸、非住家全壊42戸、通信施設402回線、り災世帯数21世帯(122戸)の被害。
同34年(1959)9月26日	台風	伊勢湾台風による暴風雨。(旧南部)町内では、全半壊4戸、床上浸水102戸、床下浸水98戸、堺の国道52m決壊、東岩代、西岩代、埴田、南道、堺の堤防決壊。山内で漁船沈没1隻、流失2隻、破損6隻の被害。
同36年(1961)9月16日	台風	第二室戸台風による暴風雨。(旧南部)町内では、重症1人、全壊37戸、半壊74戸、床上浸水126戸、床下浸水245戸、非住家で244戸、土木関係で30件などの被害額は4.5～5億円程度といわれ、災害救助法の適用を受けた。
同37年(1962)7月2日	豪雨	集中豪雨で80戸浸水。(旧南部)町内では、山内の国道30m陥没。
同39年(1964)9月24日	台風	台風20号で(旧南部)町内では、約5,000万円の被害。
同40年(1965)9月10日	台風	台風23号。風速40mを記録。(旧南部)町内では、岩代で全壊3戸、水産施設の防波堤2箇所決壊、町道2箇所決壊、水田冠水5ha、倒伏172ha、果樹200haで約5,000万円の被害。
同42年(1967)7月10日	豪雨	前日よりの大雨。(旧南部)町内では、古川で増水、500haの田畑冠水。床下浸水40戸の被害。損害約1億円。
同44年(1969)6月29日	豪雨	西日本豪雨。(旧南部)町内では、古川増水、田畑冠水の被害。
同44年(1969)8月26日	豪雨・	集中豪雨、竜巻の発生。(旧南部)町内では、被害家屋25戸。

## 第1章 総則

	竜巻	
同46年(1971)7月24日	豪雨	集中豪雨。(旧南部)町内では、気佐藤で古川増水。床下浸水33戸の被害。
同47年(1972)7月13日	豪雨	集中豪雨(200mm)。(旧南部)町内では、浸水家屋165戸、全壊2戸。総額 3億500万円の被害。
同50年(1975)8月22日	台風	台風6号。(旧南部)町内では、浸水家屋28戸、水田冠水60haの被害。
同51年(1976)7月19日	豪雨	集中豪雨(123mm)。(旧南部)町内では、床下浸水14戸。総額7,809万円の被害。
同54年(1979)9月30日	台風	台風16号。(旧南部)町内では、南部漁港7000万円の被害。
同57年(1982)7月24～25日	豪雨	集中豪雨(南部で259mm清川で328.5mm)。(旧南部)町内では、床下浸水3戸、田畑冠水50haの被害。
同62年(1987)10月18日	台風	台風19号。(旧南部)町内では、3,457万円の被害。
同63年(1988)9月24日	豪雨	集中豪雨。(旧南部)町内では、床上浸水5戸、床下浸水70戸、田畑の流失・埋没4ha、冠水189ha、畦畔60箇所、河川57箇所、農業施設215箇所。総額11億7750万円の被害。 旧南部川地区では家屋半壊1戸、床上浸水3戸、床下浸水37戸、田畑流水埋没11.1ha、田畑冠水303haの被害。
平成元年(1989)9月2日・5日・7日	豪雨	県下で集中豪雨。
同2年(1990)1月10日	竜巻	山内から旧南部川村にかけて竜巻の発生。
同3年(1991)11月28日	豪雨	(旧南部)町内では、豪雨で農産物20.2ha約4800万円の被害。
同6年(1994)9月19日	突風	(旧南部)町内では、突風で3戸倒壊、27戸の被害。
同10年(1998)9月22日	台風	台風7号による大雨。(旧南部)町内では、床下浸水7戸の被害。
同16年(2004)10月20日	台風	台風23号による高潮。山内地区では、床下浸水23戸、床上浸水3戸、漁港・海岸保全施設8箇所が被害。

## 2 主な火災の発生記録

発生日	概要
安永10年(1781)1月6日	埴田で45戸の火事
明治35年(1902)11月11日	南部町役場全焼
昭和35年(1960)12月21日	農林省食料事務所南部出張所から出火。幼稚園2棟、役場本館等延べ1,600㎡全焼
昭和46年(1971)3月20日	山内小目津で子供の火遊びから出火。約14haの松林を焼失
平成10年(1998)8月21日	西岩代で山林火災。約4.3haを焼失
(要継続資料)	

## 3 主な地震災害の発生記録

発生日	マグニチュード	震源	被害状況	備考
宝永4年(1707年)	7.5	潮岬南約20Kmの海	被害は広範囲にわたり、津波も発生。特に東海道・伊勢湾・紀伊半島で被害が大きかった。	宝永地震。単一地震ではなく、遠州灘沖でも

10月28日		底	全体で死者2万人、倒壊家屋6万戸、流出家屋2万戸におよんだ。	同時に巨大地震が発生したのではないかとされている。
嘉永7年 (1854年) 7月9日		奈良北東 約20km	伊賀上野付近で家屋倒壊2000戸、死者600人、奈良で家屋倒壊400戸、死者約300人などの被害があった。	上野付近で断層が生じ、その南側1kmにわたって最大1.5m沈下。木津川断層の活動といわれている。
嘉永7年 安政元年 (1854年) 12月23日	8.4	潮岬東南 東 200km の海底	被害は関東から近畿に及び、大津波が房総半島から土佐にかけての太平洋沿岸を襲い、特に東海地方の海岸沿いの被害が大きかった。被害状況は翌日の南海地震と重なり区別しがたい。	安政東海地震
嘉永7年 安政元年 (1854年) 12月24日	8.4	潮岬南西 約80kmの 海底	安政東海地震の32時間後に発生。被害は東海から九州にまで及び家屋の全壊2万戸、半壊4万戸、焼失6000戸、流失15000戸、死者数千人。津波の高さは串本で15mに達した。	安政南海地震
昭和19年 (1944年) 12月7日	7.9	志摩半島 南 南 東 20kmの海 底	三重・愛知・静岡を中心の大地震。新宮方面は震度6と推察され、死者や負傷者が多数となり、家屋が倒壊し、勝浦・那智方面では高さ5mの津波が押し寄せた。	東南海地震
昭和21年 (1946年) 12月21日	8.0	潮岬南南 西 約50kmの 海底	被害は東海以西の西日本の太平洋岸で大きく、津波も発生。県南部の海浜では、大津波が3回以上あった。第3波が最も大きく2～3mであり紀南を中心に県下全域で被害が発生。県下の被害は、死者195人、行方不明74人、負傷者562人、全壊家屋2,242戸、半壊969戸、流失325戸、浸水11,820戸、全焼2,399戸であった。	南海道地震
平成7年 (1995年) 1月17日	7.2	淡路島北 部	被害は、死者行方不明者6,281人、全半壊家屋200,162戸、死者の半数以上が60歳以上の高齢者。死因は家屋の倒壊による圧死が9割。阪神高速道路や山陽新幹線の高架橋が倒壊。道路・鉄道港湾等都市基盤施設や電気・電話・ガス上下水道等のライフライン施設に壊滅的な被害を受けた。	兵庫県南部地震 戦後最大の都市直下型 地震

## 第6節 地震被害の想定

本町の地震被害の想定は「和歌山県地震被害想定」（平成18年3月和歌山県）に基づくこととする。想定地震は、つぎに示す3タイプの地震による被害を想定するものであり、対象とする被害想定項目は、建物被害、火災被害、人的被害及びライフライン被害とする。

### 第1項 想定地震

想定する地震は、和歌山県に大きな影響を及ぼす可能性のある以下の地震とする。

東海・東南海・南海地震同時発生（以下「東海・東南海・南海地震」という）

和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という）

田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という）

#### 想定地震

	東海・東南海・南海地震	中央構造線による地震	田辺市内陸直下の地震
地震の規模 (マグニチュード)	8.6相当	8.0相当	6.9相当
震源断層の位置	駿河トラフ~南海トラフ	中央構造線(淡路島南沖~和歌山・奈良県境付近)	旧田辺市~旧本宮町
震源断層の深さ	約10~30km	4~14km	4~12.6km

### 第2項 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の3通りの組み合わせで予測を行う。

冬5時：多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯

冬18時：炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯

夏12時：海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている季節・時間帯

### 第3項 被害想定対象と想定手法

#### 1 建物被害予測

一般住宅及び公共施設等について、地震動・液状化・がけ崩れによる被害に分類して建物被害の予測を行う。また、火災による建物被害は、後述の別項で扱う。

予測する被災程度は、原則として「全壊」「半壊」とし、自治体における被害判定で用いられる被災度判定基準（府政防第518号内閣府政策統括官（防災担当）通知）による。

なお、建物被害予測は、地震動・液状化・がけ崩れ・火災の各要因別に行っているため、建物の合計被害棟数を算出する際には、各要因別の建物被害棟数の合計値から重複部分を取り除いてある。

#### 2 火災被害予測

火災は、季節、時刻、気象条件の影響を大きく受ける。本計画では、冬の5時、冬の18時、夏の12時のうち、被害が最大となる場合の予測を示す。

火災被害予測における、出火の定義は以下の表のとおりである。

種別	本調査における定義
全出火	地震時に発生する全ての出火
消火炎上出火	全出火のうち家人・隣人、自主防災組織等による初期消火では消せず、出火元の建物が炎上する出火
消火不能出火	炎上出火のうち消防によっても消せない出火。この出火点から延焼拡大する

#### 3 人的被害予測

対策すべき基本的な被害量である人的被害（死傷者、要救助者数及び一時的住居制約者数）の規模を示す。人的被害は時刻別の人口分布（滞留状況）に大きく影響されるため、国勢調査等で把握された人口が最大となる時刻の予測を示す。

負傷者については、医療需要把握のために、負傷程度別の予測を示す。負傷者の細目にある重傷者、中等傷者の区分を以下に示す。

負傷程度	定義
重傷者	入院を要する負傷者
中等傷者	入院は要しないが医師による治療が必要な負傷者

一時的住居制約者（避難所生活者及び避難所外避難者（疎開者））数については、1日後、1週間後、1ヶ月後の予測結果を示す。また、避難所生活者については、備蓄品の需要把握のため、ピーク時の予測結果をあわせて示す。

なお、一時的住居制約者における避難所生活者及び疎開者の内訳は、1995年兵庫県南部地震の状況をもとに、避難所生活者が65%、疎開者が35%としている。

#### 4 ライフライン被害予測

家庭や事業所等への供給ルートが断たれることにより、生活や社会活動に支障が生じることから、復旧作業等に影響を与えるライフライン被害の状況及び発生する物的被害量を示す。

なお、県の物的被害予測の対象となっているライフライン施設は、上水道、下水道、都市ガス、電力、電話の各供給ライン及びプロパンガス、ボンベであるが本計画では本町が直接復旧等に当たる必要がある上水道、下水道の被害予測を示す。

### 第4項 被害想定結果

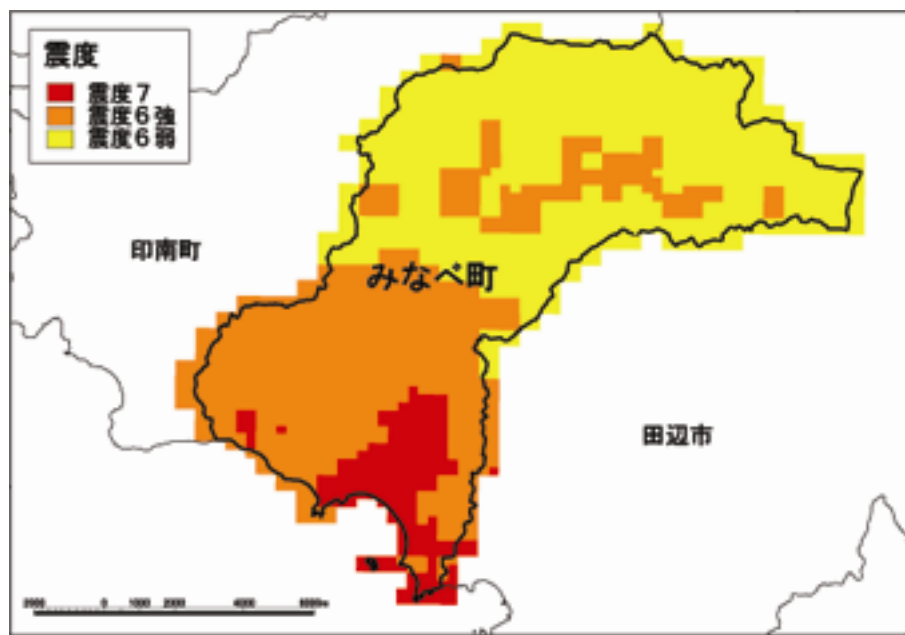
#### 1 地震動予測結果

以下、東海・東南海・南海地震、中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震について地震動予測結果を示す。

##### (1) 東海・東南海・南海地震

町内のほとんどが「震度6弱以上」となるが、特に町の南側半分程度は「震度6強」であり、さらに南部川下流域一帯、市街地一帯、南の海岸沿い一帯は「震度7」とされる。

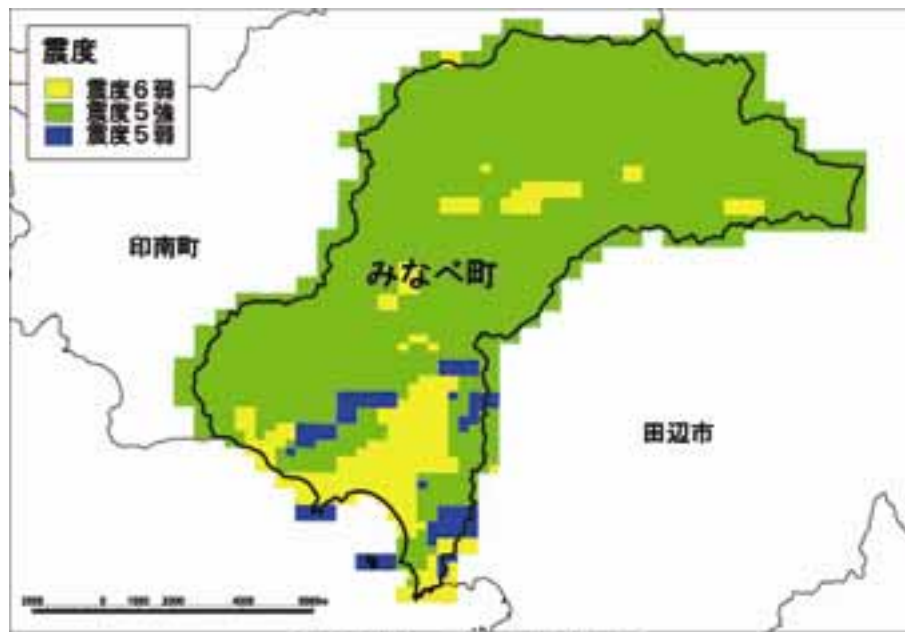
また、山間部の南部川上流域、高野川流域、熊瀬川等の一帯は「震度6強」とされる。



東海・東南海・南海地震の震度分布

(2) 中央構造線による地震

町内のほとんどが「震度5強」であるが、南部川上流域の一部、及び市街地一帯等は「震度6弱」とされる。

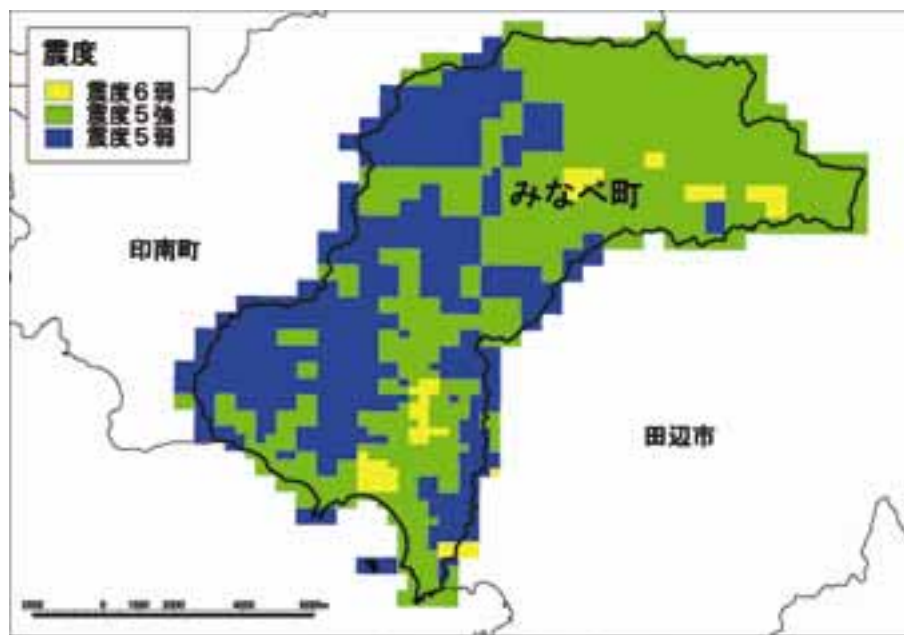


中央構造線の地震の震度分布

(3) 田辺市内陸直下の地震

町内のほとんどが「震度5弱以上」となる。特に町の東側山間部においては、「震度5強」が多くを占め、清川、島之瀬一帯では「震度6弱」とされる。

平地部では、南部川下流に沿って市街地部一帯等で「震度6弱」とされている。



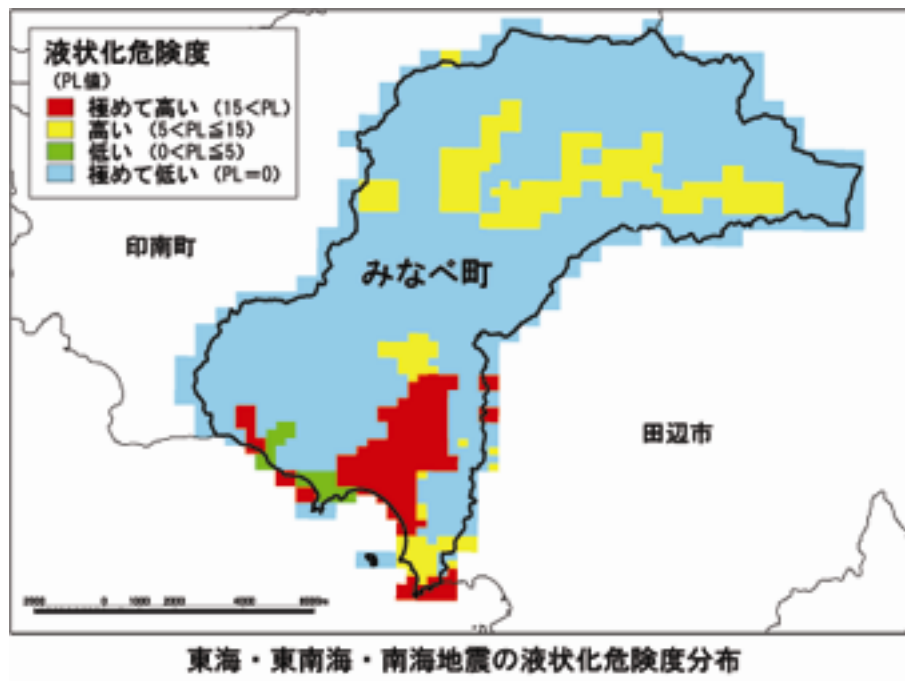
田辺市内陸直下の地震の震度分布

## 2 液状化予測結果

以下、東海・東南海・南海地震、中央構造線による地震、田辺市内陸直下の地震について液状化危険度の予測結果を示す。

### (1) 東海・東南海・南海地震

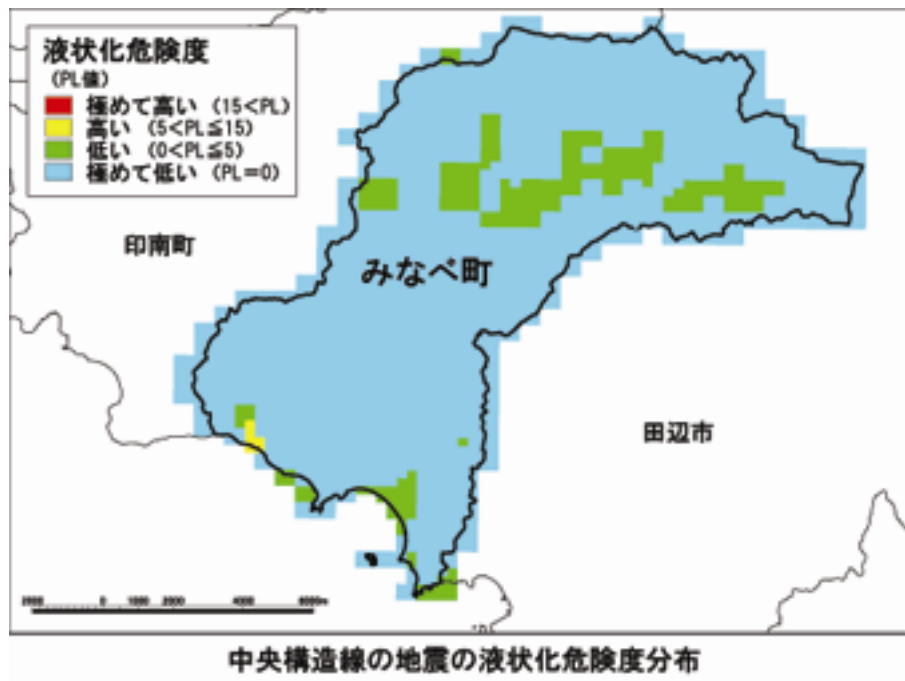
南部川下流域に広がる平坦地一帯と市街地、西の谷一帯及び西岩代一帯等では「きわめて高い」とされる。山間部の南部川上流域一帯、高野川流域一帯、玉川の熊瀬川一帯及び西本庄一帯、海岸部の西の谷一帯などは「高い」とされる。海岸部の山内、千里一帯は「低い」とされる。



(2) 中央構造線による地震

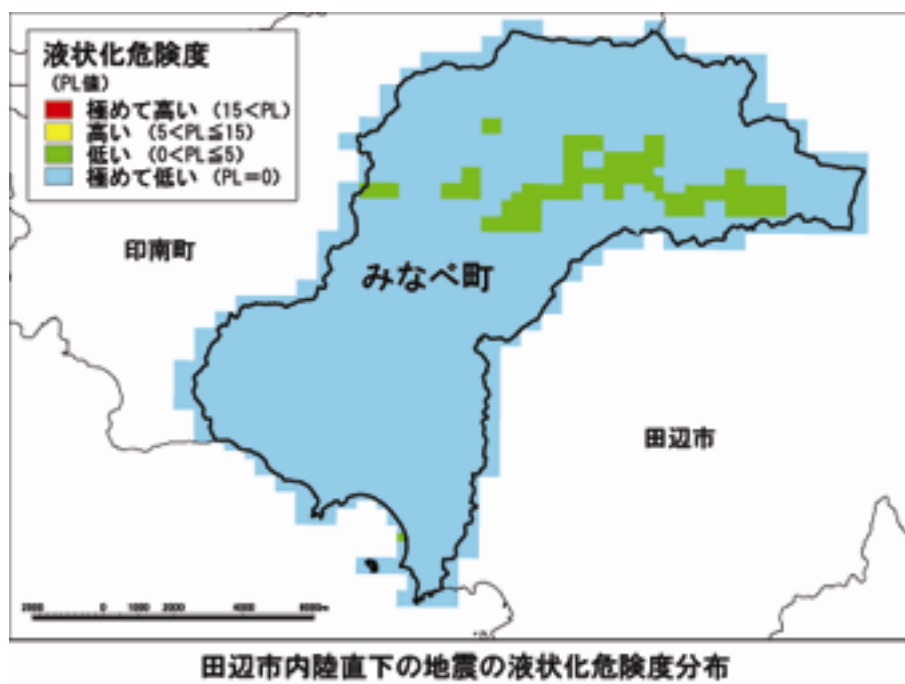
町内のほとんどが「極めて低い」とされるが、山間地においては、南部川上流域、名之内～沼川一帯、高野川流域高野一帯等及び玉川流域、熊瀬川一帯は「低い」とされる。

海岸沿いでは、西岩代一帯が「高い」とされるほか、千里、市街地一帯、西の谷一帯が「低い」とされる。



(3) 田辺市内陸直下の地震

町内のほとんどが「極めて低い」とされるが、南部川上流域、名之内～沼川一帯、高野川流域高野一帯等は「低い」とされる。



### 3 建物被害予測結果

本町においては、想定地震における建物被害は、

- (1) 地震動による被害
- (2) 津波による被害
- (3) 液状化による被害
- (4) がけ崩れによる被害
- (5) 火災による焼失

の5つの要因別に発生するが、それぞれ重複するため、本計画では重複処理して合算した全壊・焼失数の加減と上限を示す。

東海・東南海・南海地震では、全壊・焼失が4,720～4,577棟あり、32.8～31.8%を占める。中央構造線による地震では、全壊・焼失が240～230棟あり、1.7～1.6%を占める。

田辺市内陸直下の地震では、全壊・焼失が86～77棟あり、0.6～0.5%を占める。

#### 建物全壊・焼失予測結果（重複処理後）

東海・東南海・南海地震		中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
全壊・焼失 (棟)	同率 (%)	全壊・焼失 (棟)	同率 (%)	全壊・焼失 (棟)	同率 (%)
4,720～4,577	32.8～31.8	240～230	1.7～1.6	86～77	0.6～0.5

### 4 火災被害予測結果

火災被害予測のシミュレーション条件及び最大予測結果は次のとおりである。

最大被害時は冬の18時で、全(炎上)出火件数は東海・東南海・南海地震で42件、中央構造線による地震が4件、田辺市内陸直下の地震では2件である。

#### シミュレーション条件

5%超過風速(m/s)		風向			平均湿度(%)	
冬	夏	冬5時	冬18時	夏12時	冬	夏
9	8	東北東	東北東	西南西	65	70

\* 風向風速参照観測点、平均湿度参照観測点はいずれも和歌山市である

#### 火災被害予測結果（冬18時）

東海・東南海・南海地震		中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
全出火件数 (件)	炎上出火件 数(件)	全出火件数 (件)	炎上出火件 数(件)	全出火件数 (件)	炎上出火件 数(件)
42	27	4	2	2	1

## 5 人的被害予測結果

### (1) 死傷者数

人的被害（死傷者数）予測の結果（重複処理後、最大被害）は、東海・東南海・南海地震（施設なしケース）では、死者数253～200人、負傷者数265～201人（重傷者119～91人、中等傷者174～82人）、中央構造線による地震では、死者数12～10人、負傷者数77～58人（重傷者7～5人、中等傷者69～53人）、田辺市内陸直下の地震では、死者数4人、負傷者数35～29人（重傷者2人、中等傷者33～27人）となっている。

#### 死傷者数予測結果

	東海・東南海・南海地震 （施設なしケース）（人）	中央構造線による地震 （人）	田辺市内陸直下の地震 （人）
死者数	253～200	12～10	4
負傷者数	265～201	77～58	35～29
重傷者数	119～91	7～5	2
中等傷者数	174～82	69～53	33～27

\* 小数点以下の数値を四捨五入したため、合計値があわない場合がある。

### (2) 要救助者数

人的被害（要救助者数）予測の結果（最大被害）は、木造建物被害、非木造建物被害、がけ崩れを合わせ、東海・東南海・南海地震では、626～523人、中央構造線による地震では、31～27人、田辺市内陸直下の地震では、11人となっている。

#### 要救助者数予測結果

東海・東南海・南海地震 （人）	中央構造線による地震 （人）	田辺市内陸直下の地震 （人）
626～523	31～27	11

### (3) 避難者数

避難者数（一時的住居制約者数）予測の結果は、地震発生後1週間後で最大となり、東海・東南海・南海地震では、8,297人、中央構造線による地震では、1,549人、田辺市内陸直下の地震では、515人となっている。

また、ピーク時の避難所生活者数予測の結果は、東海・東南海・南海地震では、5,393人、中央構造線による地震では、1,007人、田辺市内陸直下の地震では、335人となっている。

$$\text{一時的住居制約者数} = \text{避難所生活者数} + \text{避難所外避難者数（疎開者）}$$

一時的住居制約者数予測結果（地震発生：冬18時）

	東海・東南海・南海地震 (人)	中央構造線による地震 (人)	田辺市内陸直下の地震 (人)
1日後	7,769	1,017	428
1週間後	8,297	1,549	515
1ヶ月後	6,556	650	308

ピーク時の避難所生活者数(地震発生:冬18時)

東海・東南海・南海地震(人)	中央構造線による地震 (人)	田辺市内陸直下の地震 (人)
5,393	1,007	335

## 6 ライフライン被害予測結果

ライフライン被害(上水道・下水道)予測の結果は次のとおり。

上水道は、東海・東南海・南海地震では、被害箇所数656箇所、被害率3.73となり、中央構造線による地震では、被害箇所数13箇所、被害率0.07であり、田辺市内陸直下の地震では、被害箇所数4箇所、被害率0.03となっている。

ライフライン(上水道)被害予測結果

東海・東南海・南海地震		中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
被害箇所数	被害率 (箇所/km)	被害箇所数	被害率 (箇所/km)	被害箇所数	被害率 (箇所/km)
656	3.73	13	0.07	4	0.03

下水道は、東海・東南海・南海地震では、被害箇所数756箇所、被害率8.50となり、中央構造線による地震では、被害箇所数104箇所、被害率1.17であり、田辺市内陸直下の地震では、被害箇所数47箇所、被害率0.53となっている。

ライフライン(下水道)被害予測結果

東海・東南海・南海地震		中央構造線による地震		田辺市内陸直下の地震	
被害箇所数	被害率 (箇所/km)	被害箇所数	被害率 (箇所/km)	被害箇所数	被害率 (箇所/km)
756	8.50	104	1.17	47	0.53

## 第5項 津波シミュレーション結果の概要（和歌山県津波被害予測調査 平成17年3月）

### 1 計算条件の概要

予測計算は、将来発生する可能性のある地震を想定し、それに伴う津波の挙動を計算するものである。現在の地形、津波防災施設の整備状況のもとで、次の想定津波が来襲した場合の、各地の津波遡上高、浸水深分布、津波到達時間などを予測した。

東海・東南海・南海地震津波（中央防災会議提案）

なお、再現性の確認に用いた過去の地震津波は以下のとおりである。

- (1) 昭和南海地震津波
- (2) 安政南海地震津波

### 2 計算結果の概要

みなべ町では、最大5.1mの津波高、T.P + 5.9mの津波水位（満潮時）が予想される。

津波の到達時間は、9分後に0.2mの水位変化が生じ始め、20分後には第1波ピークが、最大波は20～80分後に来襲する。

浸水域は、岩代、山内、堺地区などで概ね2m前後の浸水深となるが、みなべ町中心（芝地区）はほとんど浸水しない。

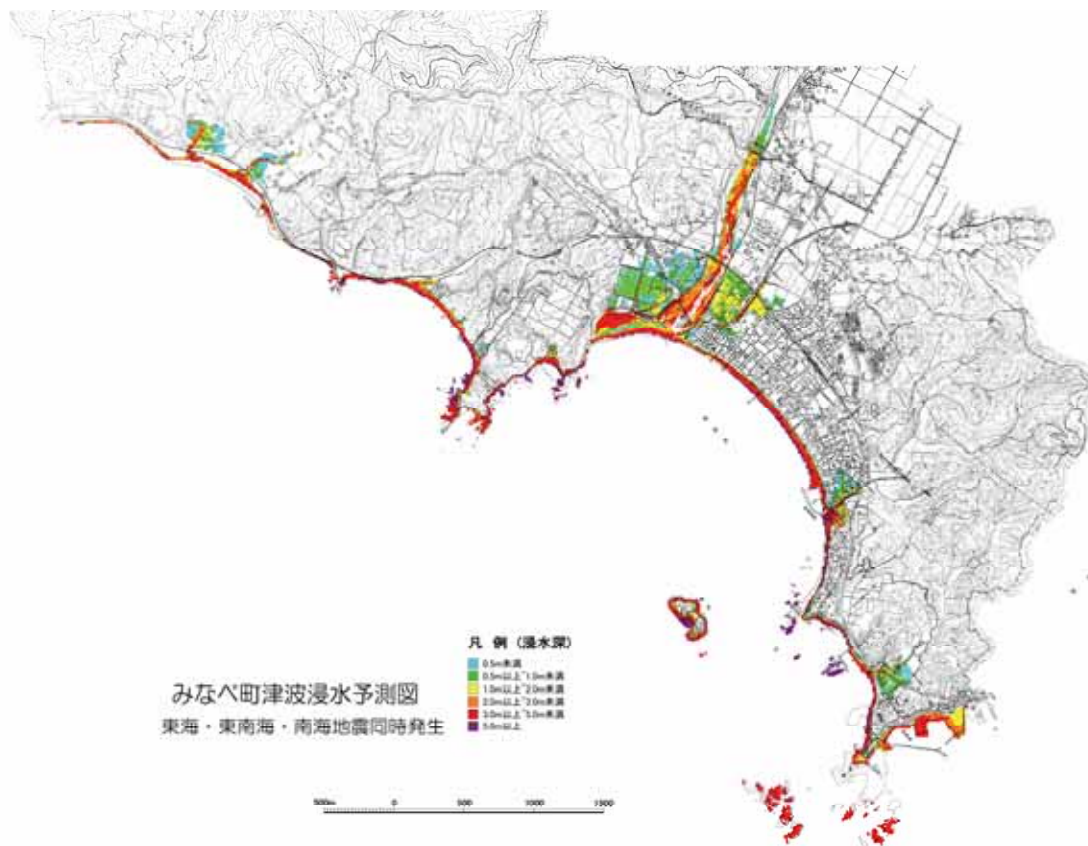
#### 津波予測結果（遡上計算）施設なしの概況

項目	施設なし
最大津波水位 （T.P基準）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩代周辺5m前後</li> <li>・千里の浜周辺5.5m前後</li> <li>・南部海岸周辺5.5～6m</li> <li>・堺周辺5.5m前後</li> </ul>
津波の時間経過	<ul style="list-style-type: none"> <li>・9分後に0.2m程度の水位変化が生じ始める</li> <li>・約20分後に4～5mの津波水位（第1波ピーク）</li> <li>・約20～80分後に4～6mの最大津波水位となる</li> <li>・約5時間後でも3m程度の水位変化が生じている</li> </ul>
津波の流速	<ul style="list-style-type: none"> <li>・沿岸海域部のうち、岬の先端や河口付近では3m/s以上の流速となる</li> <li>・陸域では概ね2m/s流速</li> </ul>
浸水状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・浸水のピークは約70～80分後</li> <li>・海岸・河川に面した箇所では3～5m程度の浸水深となる箇所がある</li> <li>・岩代地区では河川周辺で最大1～2m程度の浸水深</li> <li>・山内地区では海岸の背後500m付近まで浸水する（浸水深1m以下）</li> </ul>

第1章 総則

津波予測結果（遡上計算）施設ありの概況

項目	施設あり
最大津波水位 （ T.P 基準 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩代周辺 5 m前後</li> <li>・千里の浜周辺5.5m前後</li> <li>・南部海岸周辺5.5～ 6 m</li> <li>・堺周辺 5.5m前後</li> </ul>
代表的な海岸施設の天端高 （ T.P 基準 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩代地区 5.5～6.5m</li> <li>・山内地区 5～ 6 m</li> <li>・南部海岸6.5m</li> </ul>
浸水域の状況 （ 施設なしとの比較 ）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・岩代地区、南部漁港周辺では、浸水深、浸水域はほとんど変わらない</li> <li>・南部川河口右岸などでは、浸水は生じなくなる</li> </ul>
主な浸入経路	南部漁港、堺漁港などから浸入するほか、南部川からも浸入する



## 第7節 防災行政の基本方針

### 第1項 防災ビジョン

災害対策の目的は、町民の生命と財産を守り、安全で安心できる町民生活を確保することであり、町づくりの基本となるものである。この目的を達成するために、みなべ町の総合的な防災施策の目標として防災ビジョンを策定する。

策定にあたっては、過去の大災害を教訓にし、本町の地理的特性や高齢化、情報化等による社会的変化等を勘案し、海岸地域、市街地域、農村地域、山村地域に区分し、その地域区分に応じた災害に強い都市構造を形成することを基本目標に、町行政と町民が一体となって、県や関係行政機関と連携し、「災害から町民の尊い生命と貴重な財産を守るための町づくり」を考え方の基本とする。

### 第2項 基本方針

みなべ町防災ビジョンを踏まえて、防災の基本方針を次のように定める。

- (1) 災害による被害を最小限に抑えるため、職員の迅速な参集、中枢機能の確保等町災害対策本部の機能強化と情報収集伝達体制の整備など、危機管理体制の充実を図る。
- (2) 町の防災力を高めるために、町、防災関係機関の機能充実と住民が一体となった防災体制の確立を図り、治山・治水事業や施設の耐震化、不燃化の促進、避難地及び避難路の確保等、町の災害防災基盤の整備促進を図る。
- (3) 災害発生時に迅速・的確な応急対策を実施するため、町の活動体制の充実強化と関係機関の連携強化を図る。
- (4) 地域の住民、事業所による自主的な防災活動が災害発生直後の初期消火、人命救助等、被害の拡大の防止に果たす役割の重要性を踏まえ、地域における自主防災体制の整備に努める。
- (5) 町民の高齢化や生活様式の変化などによって、防災意識の希薄化による防災力低下の可能性等が考えられるため、防災意識の普及や防災訓練の実施を通して、町民の防災意識の高揚を図る。
- (6) 広域消防体制の強化等により広域的な防災体制の協力と強化充実に努める。
- (7) 消防団員の確保や自主防災組織の整備等により、消防防災力の充実強化を図る。

## 第8節 町の実施責任と防災関係機関の業務大綱

### 第1項 実施責任

町は、防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、町土並びに町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

### 第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

みなべ町の区域を管轄する行政機関、公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、災害対策に関して、概ね次の事務又は業務を処理する。

#### 1 町の機関

##### (1) みなべ町

- ア みなべ町防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- エ 災害防除と拡大の防止
- オ 救助、防疫等、り災者の救助保護
- カ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- キ り災者に対する融資等の対策
- ク 被災町営施設の応急対策
- ケ 災害時における文教対策
- コ 災害対策要員の動員並びに雇用
- サ 災害時における交通、輸送の確保
- シ 被災施設の復旧
- ス 管内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

##### (2) 日高広域消防事務組合消防本部南部出張所 / みなべ町消防団

- ア 災害時における情報の収集伝達及び広報
- イ 災害時における被災者の救急、救助業務
- ウ 災害発生時における消防業務
- エ 危険物等の災害に関する指導及び予防業務
- オ 消防本部組織及び施設の強化

#### 2 県の機関

##### (1) 和歌山県 / 日高振興局 / 西牟婁振興局

- ア 県防災会議に関する事務
- イ 防災に関する施設、組織の整備と訓練
- ウ 災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告
- エ 災害防除と拡大の防止
- オ 救助、防疫等、り災者の救助保護

- カ 災害復旧資材の確保と物価の安定
- キ リ災者に対する融資等の対策
- ク 被災県営施設の応急対策
- ケ 災害時における文教対策
- コ 災害時における公安対策
- サ 災害対策要員の動員並びに雇用
- シ 災害時における交通、輸送の確保
- ス 被災施設の復旧
- セ 市町が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(2) 田辺警察署 / みなべ幹部交番

- ア 災害時における町民の生命、身体、財産の保護
- イ 災害時における犯罪予防及び取り締まり並びに治安維持のための警備活動
- ウ 災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保
- エ 災害時における緊急自動車のための交通規制
- オ 遺体の検死及び身元の確認
- カ 他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

### 3 指定地方行政機関

(1) 近畿財務局（和歌山財務事務所）

- ア 公共土木等被災施設の査定の上会
- イ 地方自治体単独災害復旧事業（起債分を含む）の査定
- ウ 地方自治体に対する災害融資
- エ 災害時における金融機関の緊急措置の指示

(2) 近畿農政局

- ア 農地、農業用施設の災害復旧及び災害防止事業の指示、助成
- イ 土地改良機械の緊急貸付け、農作物等の病虫害防除指導、応急食糧、種子等の供給対策
- ウ 農業関係被害情報の収集報告、被害農林漁業者等に対する融資対策

(3) 和歌山農政事務所

- ア 災害における主要食糧の応急対策

(4) 近畿中国森林管理局（和歌山森林管理署）

- ア 国有保安林、治山施設、地すべり防止施設等の整備
- イ 国有林における予防治山施設による災害予防
- ウ 国有林における荒廃地の災害復旧
- エ 災害対策復旧用資材の供給
- オ 森林火災予防対策

(5) 近畿経済産業局

- ア 火災時における物資の対策及び物価の安定
- イ 被災商工業者に対する融資の調整等
- ウ 電気、ガス、火薬等の保安確保対策

## 第1章 総則

- (6) 近畿運輸局(和歌山運輸支局)
  - ア 交通施設及び設備の整備に関する指導
  - イ 宿泊施設の防災設備等の整備に関する指導
  - ウ 所管事業者等への災害に関する予警告の伝達指導
  - エ 災害時における所管事業に関する情報の収集
  - オ 災害時における輸送機関等の広報、宣伝指導
  - カ 災害時における輸送分担、連絡輸送等の調整
  - キ 緊急輸送命令
- (7) 大阪管区气象台(和歌山地方气象台)
  - ア 観測施設の整備及び維持
  - イ 気象予警報等の処理・通信システム等の確保と充実
  - ウ 気象予警報等の発表と伝達
  - エ 観測資料等のデータベースの構築
- (8) 近畿総合通信局
  - ア 非常通信体制の整備
  - イ 非常通信協議会の育成指導及び訓練の実施
  - ウ 災害時における電気通信の確保
  - エ 非常通信への妨害の排除及び混信の除去
  - オ 災害地域における電気通信施設の被害状況の把握
- (9) 和歌山労働局(御坊労働基準監督署)
  - ア 被災地域の事業場等に対する労働災害の防止
    - 災害時(災害応急工事、危険有害物の漏えい防止等の保安措置)
    - 災害後(災害復旧工事、操業再開等における労働災害防止)
  - イ 被災地域の労働力の確保と雇用の確保
- (10) 近畿地方整備局(紀南河川国道事務所)
  - ア 土木施設の整備と防災管理
  - イ 水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策
  - ウ 被災土木施設の災害復旧
- (11) 田辺海上保安部
  - ア 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天変地異その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動
  - イ 災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓並びに指示、誘導並びに災害の拡大防止
  - ウ 災害時における海上緊急輸送及び治安の維持
  - エ 海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督
  - オ 災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動

#### 4 自衛隊

- (1) 陸上自衛隊 / 第37普通科連隊 / 第304水際障害中隊
  - ア 人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開
  - イ 応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

#### 5 指定公共機関

- (1) 日本郵政公社近畿支社(南部・岩代・上南部・高城・清川 各郵便局)
  - ア 災害時における郵政事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施
  - イ 被災郵政業務施設の復旧
  - ウ 被災地域の地方公共団体に対する簡保積立金の短期融資
  - エ 民間災害救援隊に対する災害ボランティア口座寄附金の公募・配分に関すること
- (2) 西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社
  - ア 輸送施設の整備と安全輸送の確保
  - イ 災害対策用物資の緊急輸送
  - ウ 災害時の応急輸送対策
  - エ 被災施設の調査と災害復旧
- (3) 西日本電信電話株式会社和歌山支店
  - ア 電気通信施設の整備と防災管理
  - イ 災害時における緊急通話の取扱い
  - ウ 被災施設の調査と災害復旧
- (4) 日本赤十字社和歌山県支部
  - ア 災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護
  - イ 災害救助等の協力奉仕者の連絡調整
  - ウ 義援金品の募集配布
- (5) 日本放送協会和歌山放送局
  - ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底
  - イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底
- (6) 関西電力株式会社田辺営業所
  - ア 災害時の電力供給
  - イ 被災施設の調査と災害復旧
- (7) 日本通運株式会社紀伊田辺支店
  - ア 災害時における緊急陸上輸送

#### 6 指定地方公共機関

- (1) 南紀用水土地改良区
  - ア 土地改良施設の整備と防災管理
  - イ 農地及び農業施設の被害調査並びに災害復旧
  - ウ 農地たん水の防除施設の整備と活動
- (2) 交通輸送機関 明光バス株式会社 / 龍神自動車株式会社 / 田辺運送株式会社田辺営業所
  - ア 災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保

## 第1章 総則

イ 災害時の応急輸送

(3) 放送機関 株式会社和歌山放送 / 株式会社テレビ和歌山

ア 防災知識の普及と警報等の周知徹底

イ 災害状況及び災害対策等の周知徹底

### 7 その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

(1) 日高医師会

ア 災害時における医療、救護活動の実施

(2) 病院等経営者

ア 避難施設の整備と避難訓練の実施

(3) 社会福祉施設の経営者

ア 避難施設の整備と避難訓練の実施

イ 災害時における収容者の収容保護

(4) みなべいなみ農業協同組合、南部町漁業協同組合

ア 町本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力

イ 農林水産物等の災害応急対策についての指導

ウ 被災農林漁業者に対する融資又はあっせん

エ 農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧

オ 飼料、肥料、その他資材等の確保又はあっせん

(5) 商工会等商工業関係団体

ア 町本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力

イ 救助用物資、復旧資材の確保についての協力

(6) 町内教育機関（大阪星光学院南部学舎、愛の園保育園）

ア 避難施設の整備と避難訓練の実施

イ 災害時における教育の応急対策計画の確立と実施

(7) みなべ町社会福祉協議会

ア 災害時要援護者の把握についての協力

イ 被災者支援への協力

(8) みなべ町建設業協同組合

ア 復旧資材確保、避難施設建設、災害復旧等への協力